６種地に区分されるその他の特例市を、Ⅰの地域５種地ｃはⅠの地域５種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅰの地域５種地ｄはⅠの地域５種地に区分されるその他の中核市を、Ⅰの地域５種地ｅはⅠの地域５種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅰの地域５種地ｆはⅠの地域５種地に区分されるその他の特例市を、Ⅰの地域４種地ｃはⅠの地域４種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅰの地域４種地ｄはⅠの地域４種地に区分されるその他の中核市を、Ⅰの地域４種地ｅはⅠの地域４種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅰの地域４種地ｆはⅠの地域４種地に区分されるその他の特例市を、Ⅱの地域10種地ｃはⅡの地域10種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅱの地域10種地ｄはⅡの地域10種地に区分されるその他の中核市を、Ⅱの地域10種地ｅはⅡの地域10種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅱの地域10種地ｆはⅡの地域10種地に区分されるその他の特例市を、Ⅱの地域９種地ｃはⅡの地域９種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅱの地域９種地ｄはⅡの地域９種地に区分されるその他の中核市を、Ⅱの地域９種地ｅはⅡの地域９種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅱの地域９種地ｆはⅡの地域９種地に区分されるその他の特例市を、Ⅱの地域８種地ｃはⅡの地域８種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅱの地域８種地ｄはⅡの地域８種地に区分されるその他の中核市を、Ⅱの地域８種地ｅはⅡの地域８種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅱの地域８種地ｆはⅡの地域８種地に区分されるその他の特例市を、Ⅱの地域７種地ｃはⅡの地域７種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅱの地域７種地ｄはⅡの地域７種地に区分されるその他の中核市を、Ⅱの地域７種地ｅはⅡの地域７種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅱの地域７種地ｆはⅡの地域７種地に区分されるその他の特例市をいう。

（注２）　補正係数が1.000未満となるものに係る補正係数は1.000とする。

６種地に区分されるその他の特例市を、Ⅰの地域５種地ｃはⅠの地域５種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅰの地域５種地ｄはⅠの地域５種地に区分されるその他の中核市を、Ⅰの地域５種地ｅはⅠの地域５種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅰの地域５種地ｆはⅠの地域５種地に区分されるその他の特例市を、Ⅰの地域４種地ｃはⅠの地域４種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅰの地域４種地ｄはⅠの地域４種地に区分されるその他の中核市を、Ⅰの地域４種地ｅはⅠの地域４種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅰの地域４種地ｆはⅠの地域４種地に区分されるその他の特例市を、Ⅱの地域10種地ｃはⅡの地域10種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅱの地域10種地ｄはⅡの地域10種地に区分されるその他の中核市を、Ⅱの地域10種地ｅはⅡの地域10種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅱの地域10種地ｆはⅡの地域10種地に区分されるその他の特例市を、Ⅱの地域９種地ｃはⅡの地域９種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅱの地域９種地ｄはⅡの地域９種地に区分されるその他の中核市を、Ⅱの地域９種地ｅはⅡの地域９種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅱの地域９種地ｆはⅡの地域９種地に区分されるその他の特例市を、Ⅱの地域８種地ｃはⅡの地域８種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅱの地域８種地ｄはⅡの地域８種地に区分されるその他の中核市を、Ⅱの地域８種地ｅはⅡの地域８種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅱの地域８種地ｆはⅡの地域８種地に区分されるその他の特例市を、Ⅱの地域７種地ｃはⅡの地域７種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅱの地域７種地ｄはⅡの地域７種地に区分されるその他の中核市を、Ⅱの地域７種地ｅはⅡの地域７種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅱの地域７種地ｆはⅡの地域７種地に区分されるその他の特例市をいう。

（注２）　補正係数が1.000未満となるものに係る補正係数は1.000とする。